

令和6年度 大津市災害時受援計画 の修正について(概要)

令和7年3月
総務部 危機・防災対策課

【目次】

1 大津市災害時受援計画修正の趣旨・・・・・・・・・・2頁

2 大津市災害時受援計画の主な修正内容・・3～10頁

- (1) 本計画と各部局受援計画との位置付けの整理
- (2) 人的支援の応援団体と応援内容の見直し
- (3) 本計画の発動要件の見直し
- (4) 応援者の執務スペース、活動拠点、宿泊場所のリスト化等
の見直し
- (5) 応援職員等の現場での裁量権の追記
- (6) 受援対象業務及び受援想定期間の見直し
- (7) 物的支援の受入れ手順の見直し
- (8) 応急対策職員派遣制度に基づく受援の説明追加

1 大津市災害時受援計画修正の趣旨

計画策定の経緯等

・大規模災害時において、本市単独での対応が困難な場合に、国や他都市等からの人的・物的支援を円滑に受け入れるための手順やその役割など受援に必要な体制を予め定めておく必要があり、本市の熊本地震への応援の経験を踏まえ、平成30年3月に策定（令和5年2月一部修正）

計画修正の趣旨

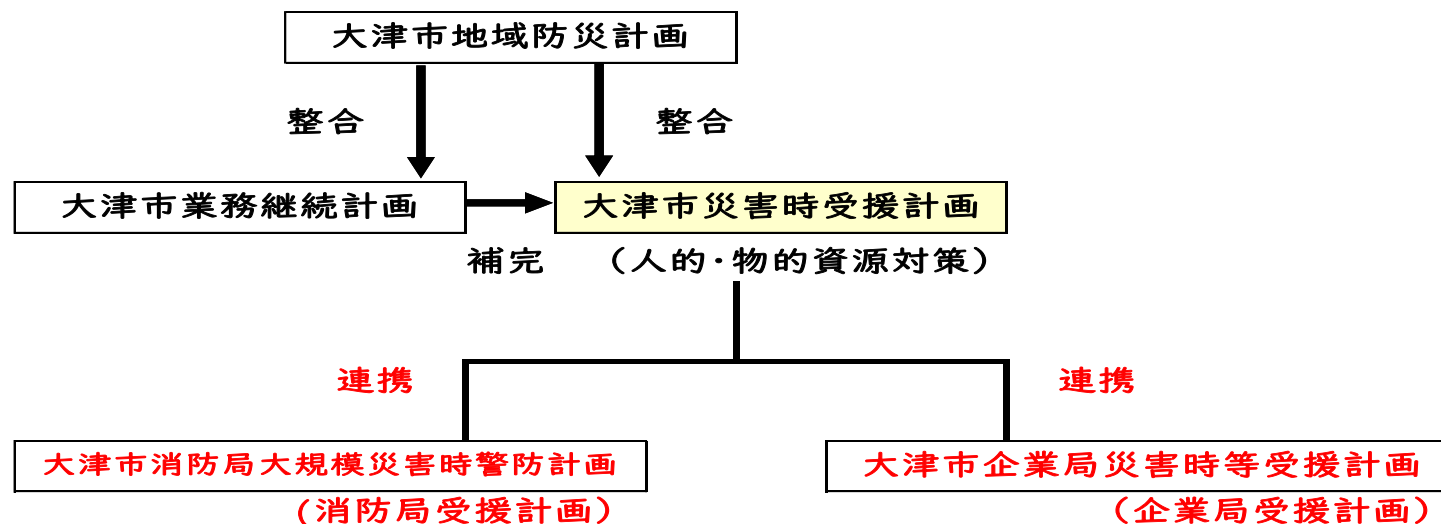
・令和6年能登半島地震への職員派遣等を通じて得た知見等及び国、県、他都市の計画の内容を踏まえ、大幅な見直しを行うもの。

2 大津市災害時受援計画の主な修正内容

(1) 本計画と各部局受援計画との位置付けの整理

【修正理由】他部局の受援計画との整合性を図るため

- ・本計画策定後に、消防局及び企業局が個別に受援計画を別途策定していることとの整合性を図るため、同計画と本市災害時受援計画との位置付けを修正
(各部局受援計画が連携して活動する関係を図示するもの)



2 大津市災害時受援計画の主な修正内容

(2) 人的支援の応援団体と応援内容の見直し

【修正理由】国の派遣制度が新たに構築されたため

・令和6年能登半島地震での支援実績や滋賀県災害時受援計画との整合性を図るため、国の「応急対策職員派遣制度に基づく派遣」や「災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の派遣」などについて、修正及び追記

人的支援の応援団体と応援内容（一部抜粋）

応援団体		修正前	修正後	理由
国指定行政機関及び指定公共機関等	総務省	災害マネジメント総括支援員の派遣	応急対策職員派遣制度に基づく派遣	修正
			災害時テレコム支援チームの派遣	新規
	厚生労働省		災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の派遣	新規
	内閣府		災害時情報集約支援チーム(ISUT)による支援	新規
	農林水産省		農林水産省サポート・アドバイザー・チーム(MAFF-SAT)の派遣	新規

2 大津市災害時受援計画の主な修正内容

(3) 本計画の発動要件の見直し

【修正理由】近年の様々な激甚災害に対応するため

- ・地震以外の災害等に対応するために、「その他、大規模な自然災害等が発生し、災害対策本部長(市長)が必要と認めたとき」を追記

(4) 応援者の執務スペース、活動拠点、 宿泊場所のリスト化等の見直し

【修正理由】能登半島地震に伴う被災地応援職員のアンケート等
による意見を反映するもの

- ・令和6年能登半島地震に伴う被災地応援で得た、受援体制としてミーティングスペース、待機・休憩スペースの確保や、宿泊場所のリスト化など、事前に備えておくべきこと等を追記

2 大津市災害時受援計画の主な修正内容

(5) 応援職員等の現場での裁量権の追記

【修正理由】緊迫した災害現場において、指揮命令者が不在の場合も円滑に対策活動を行えるようにするため

・他都市の計画を参考とし、活動現場においてはそれぞれの業務の指揮命令者の指示の下に活動することを原則としながら、緊急性、公平性、正当性を考慮して必要に応じて、現場での裁量権を認めることについて追記

2 大津市災害時受援計画の主な修正内容

(6) 受援対象業務及び受援想定期間の見直し

【修正理由】能登半島地震に伴う支援実績を踏まえ、受援対象業務等を改めて見直したため

※受援対象業務の見直し 73業務(82シート)→48業務(50シート)

＜主な増減＞

【新規:6業務】 指定避難所の管理運営に関すること
保健師等チームによる被災者への健康観察
DHEATによる保健所の指揮調整機能への支援
各種システム及びネットワーク環境復旧業務
栄養・食生活支援業務
後期高齢者医療資格確認書再発行業務

【削除:▲25業務】
企業局(受援計画)との位置づけの見直し ▲23業務(▲23シート)
各種受援対象業務の整理 など ▲2業務(▲9シート)

2 大津市災害時受援計画の主な修正内容

※受援想定期間一覧表の追加

受援想定期間一覧表（一部抜粋）・・・48業務（50シート）

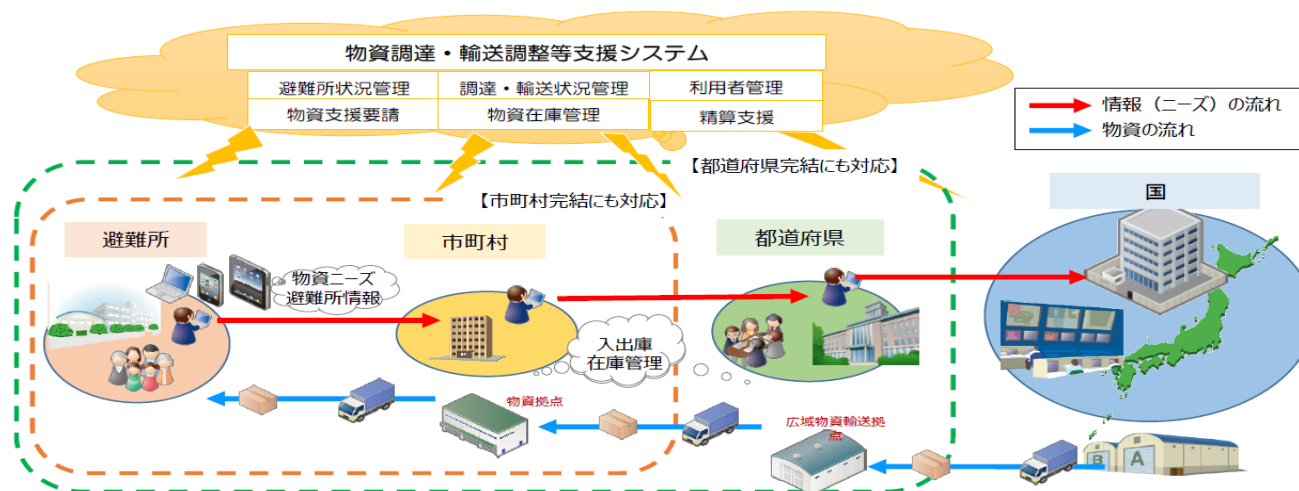
	業務名	受援想定期間									
		発災直後	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内	1ヶ月以降
1	各種システム及びネットワーク環境復旧業務						←	→	→	→	→
2	指定避難所の管理運営に関すること		←	→	→	→	→	→	→	→	→
3	衛生、健康管理等への対応に関すること										↔
4	救援物資及び役務調達状況の把握並びに食料、日用品等生活必需物資の輸送に関すること						←	→	→	→	→
5	罹災相談窓口を開設する業務						←	→	→	→	→
↓											
47	庁舎等公共建築物に係る被害状況の把握及び応急対策の立案、実施に関すること		←	→	→	→	→	→			
48	避難施設等のセーフティチェックの実施に関すること		←	→	→	→	→	→			

2 大津市災害時受援計画の主な修正内容

(7) 物的支援の受入れ手順の見直し

【修正理由】国や県と物資の調達・輸送等に必要な情報共有を行い、被災者の物資ニーズを把握するため

・令和6年能登半島地震で得た知見に基づき、国と地方公共団体の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化する「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用や、物的支援の種類（プッシュ型支援、プル型支援）について追記



【修正理由】大規模災害発生時における人的資源を最大限に活用するため

災害時

被災市区町村 → **被災都道府県** → **被災地域ブロック 幹事都道府県**

被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは対応困難
ことを連絡

総務省

＜震度6弱以上の地震が観測された場合や相当する災害が発生、または発生のおそれがある場合、関係機関との間で情報の収集、共有を実施＞

第1段階支援

被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣

- 都道府県又は指定都市を原則として1対1で被災市区町村に割り当て、対口支援団体を決定

応援職員確保現地調整会議

(被災都道府県、被災地域ブロック 幹事都道府県、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、総務省)

●被災市区町村に関する情報収集・共有等

報告

第2段階支援

第1段階支援だけでは対応困難

全国の地方公共団体による追加の応援職員の派遣

- 全国の都道府県及び指定都市による追加の応援職員の派遣の調整を実施

原則として、総括支援チームとセットで決定

都道府県にあっては区域内の市区町村と一体的に支援

応援職員確保調整本部

(全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、総務省(事務局))

- 情報の収集及び共有
- 総合的な調整及び意思決定